



広報あびこ

No. 66
35. 6 16 号

千葉県我孫子町役場
TEL (あびこ) 42
毎月 1日 16日 発行 一部 2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

— 目 次 —

- 土地改良区総代選挙..... 2
- 拠出制国民年金..... 2
- 引揚給付金申請期限の延期..... 2
- 危険物安全協会誕生..... 3
- つゆどきにおける交通事故の防止..... 3
- 山崎豊先生を迎えて..... 3
- 土じょう線虫の退治..... 4
- 「青年の家」の利用..... 4

町営住宅の宅地造成に活躍するブルドーザー

(場所 大字我孫子字堀尻 建設戸数 23 戸)

広 報 あ び こ

(2)

**今月の納税は
町県民税第一期分です**
6月30日までに忘れなく納めてください。
30日の午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をいたします。

なお、開票は、投票終了後直ちにそれぞれの投票所でを行います。
▼立候補の届出期間等
六月十一日から六月二十一日までの午前八時三十分から午後五時まで、役場内

区	投票所	区
一区 第二小学校	中崎上 関発戸 下ヶ戸 柴崎山	区 城
二区 湖北支所	古新日古 布新日古 江敷地佐木秀戸	区 城

▼選挙告示日は六月十一日、すでに告示しました。
▼選挙の期日
選挙日は七月一日で、投票時間は午前七時から午後一時までです。投票所および投票区は次のとおりです

我孫子町土地改良区の総代の任期は、七月十日をもって満了となります。町選挙管理委員会では、次期総代の選挙について去る六月十日委員会を開き、七月一日に選挙を行うことに決めましたので、そのあらましをお知らせいたします。

農業経営の合理化めざして 七月一日に土地改良区総代選挙

▼選挙告示の日
選挙告示日は六月十一日、すでに告示しました。
▼選挙の期日
選挙日は七月一日で、投票時間は午前七時から午後一時までです。投票所および投票区は次のとおりです

来年四月一日から 拠出制国民年金始まる

一生を健康で幸福な生活を送りたいと誰もが願っています。私たちは年をとらないわけにはいかず、年をとると働けなくなってしまうケガがあつて若くて働けなくなるとか、一家の大黒柱を失ったとかのような不幸にあつたとき、年金が支給されるように若いうち働けるうちに毎月一定の金を積立てておくことが大切です。この積立金を保険料といひ、みんなで出しあつた保険料で、年をとったとき困ったときの備えをしておくのが来年四月一日から始める拠出制国民年金です。

- ① 恩給や共済制度によって積立てている人。
- ② 恩給や退職、障害、廃疾の各年金を受けている人。
- ③ 恩給や退職年金を受けられる人。
- ④ 遺族年金や扶助料を受けている人。
- ⑤ 戦傷病者遺族等援護法によって障害、遺族の各年金等を受けている人。

引揚給付金の申請期限が 一年間延期になりました

引揚給付金等支給法は、昭和三十二年から三年間は、期限ではじめられ、今年の五月十六日をもって期限が切れていましたが、このほど法律の一部改正により来

この選挙について詳しいことをお尋ねになりたいときは、選挙管理委員会(電話アビコ四二番)にお問い合せください。
なお、この選挙は、土地改良区の組合員にとつては大切な選挙ですから棄権しないよう特にお願いたします。

- ⑥ ①～⑤のどれかに当てはまる人の配偶者。
- ⑦ 大学、高等学校の学生、生徒(夜間を除く)。
- 任意加入できる人
- ⑧ 前項の①～⑤の人の配偶者。
- ⑨ 前項の⑥と⑦の人。
- ⑩ 五十才から五十五才の人で、前項⑧から⑩までのものを除く。

以上が拠出制国民年金に加入する資格者ですが、この外に保険料、納付方法、前納制度、年金種類、年金額、法的免除、附加保険料、脱退手当金、通算調査等細部については法律に定められています。これらのことについては別途の計画により説明会座談会等を行います。七月月上旬には金世帯にわたり適用世帯調査を行いますから、ご協力ください。

危険物の取り扱いには 細心の注意と予防対策を

危険物中の油脂類は、私たちが生活を営む上に欠くことのできない重要な役割りを果たしています。油脂類のうちには、引火爆発等危険なものがたくさんあり、取扱いに手違いを起しますと、思わぬ事故が発生します。このような危険物製品を、日常身近に取扱ったり使用している私たちは、事故防止のために細心の注意と予防対策を講じて、皆さんに迷惑をかけるようなことにはなりません。これからはますます油脂類の使用量が増加する傾向にあり、取扱業者は、これらの安全取扱いを期するため

つゆどきにおける 交通事故の防止

つゆどきには交通事故が多くなります。昨年六月の数字からみると死者六九五五人、負傷者一七、六六五人、件数は二七、九六三件となっております。つゆどきの交通事故防止のため、次のような点に注意をしましょう。▼：降雨のためスリップしやすいので、スピードの出し過ぎは避け、とっさの場

- 会長 渡辺 藤吉
- 副会長 小柴 三郎
- 理事 飯泉 一雄(会計)
- 中島 二郎
- 鈴木 要造
- 増田 喜久
- 岡田 弘
- 監事 豊嶋 幸治
- 一瀬 康夫

私たちの町には、志賀 直哉先生(作家) 武者小路実篤先生(作家) 加納治五郎先生(医学者) 血脇守之助先生(医学者) 田中耕太郎先生(医学者) 杉村楚人冠先生(作家) 秋谷 七郎先生(医学者) 岡田 竹松先生(医学者) 坂西 志保先生(評論家) 川村 靖山先生(工芸家) 深川正一郎先生(俳人) 竹筒 昌作さん(ラッパ手) 九条 映子さん(女優) など多くの有名人が手賀沼の自然美を愛されて住まわれていました。現在在中野 治房先生(音楽家) 加瀬 完先生(音楽家) 林 由郎さん(コロンナー) が住まわれています。つゆどきごろからは、川端電子画伯とともに日本画

有名大に愛される町



日本画壇の重鎮 山崎豊先生

の重鎮、青龍社の山崎豊先生が中津島原九八五番地に居を構えられました。先生は明治二十二年に京都に生まれ、幼少より画に親しみ、大正四年十五才に精進されました。このころからすでに年若くして頭角を現わしました。大正末期にいたる志を立って竹内栖鳳先生の門に出て上京し、一貫、日本画に精進されました。再びY氏賞を受け、青龍社社人に推挙され、以来同展に毎回出品を続けています。昭和十三年には日大芸術科教授を、昭和二十二年には文部省展覧会委員を委嘱されました。昭和二十二年からは毎日新聞社主催国展展に毎回出品同年には皇太子殿下御外遊により外務省からイタリー日本大使館随員作品を委嘱されておられ、朝日新聞社主催展覧に選ばれています。最近では今に入って、日中文化交流の朝日新聞社主催展覧に「古式節分会」を出品されています。先生はこのようなに幾多の輝かしい成果を挙げられ日本画壇に在り存在にありま

畑作の増産をはばむ 土じょう線虫を退治しよう



農家の手帳

土じょう線虫は、顕微鏡で見なければ判らないくらい少ない虫で、一年中を通じて、地中で植物の根に害を加えるので、人間の腹の中に蛔虫や十二指腸虫が寄生しているのと同じです。その被害は慢性的で目につかないので、地力が衰えたためだとか作物が土地に定まらなためだとかいわれています。大根、人参等が二またになったり、痛ができたり、ヒゲ根がたぐさんでできたりするのは代表的な被害です。作物が線虫にとりつかれたら、イモチ病や二化日虫のように地上に被害が目立つて現れないため耕うん機のナンバーを受けましょう。千葉県から係員が出張してきて手続きを代行しますから、まだナンバーを受けていないかたは、この機会に受けてください。とき・ところ 6月22日 役場前 6月23日 湖北支所前 午前10時午後3時 持ってくるもの 申請代金 一四八〇円 認 認 調べることから 車名・型式・車体番号 エンジン番号

「青年の家」を 利用しましょう

初夏のころともなると、青少年の野外活動(ハイキング、サイクリング、登山)が活発に行なわれるようになりま。清浄な自然の中で集団生活をしながら心身を鍛えることは、青少年にとって望ましいことです。とくに、青少年の健全育成のため昭和三十三年度から、全国に「青年の家」の建設がはじまり、現在では三十一カ所に及んでいます。これは安い経費で青少年の産業技術習得等の合宿することができ、勤労青少年訓練にも役立つ施設です。その利用が望まれています。本県でも、建設費八百万円を以て本年度中に「青年の家」を建設することになっております。「青年の家」使用の詳細は、各都道府県教育委員会にお問い合わせになってください。なお、富士登山口の御殿場にある国立中央青年の家は、宿泊費は無料、食費代だけで利用できますので、これを利用したいかたは御殿場市御二〇九二番地「国立中央青年の家」にお問い合わせください。

一に安全、二に安全 今月は安全週間の準備月間

六月二日は、七月に行なわれる全国安全週間の準備月間となっています。この期間中は全国の工場、事業場で安全に関して不備欠陥がないかを安全週間前に測る安全チェック期間です。安全はどんな職場にも大切なことです。こんな職場と思っけても、安全を怠

が、消毒の効果はその作物一作しかありません。▼薬量、薬量 薬量は、全面処理の時は一カ所3cc位、畦間処理の時は4cc位で、線虫の多少によっても幾分異なりますが、根腐線虫は薬に強いので、この被害の多い所では、薬量を多くしなければなりません。畑の消毒は種まきをする時にやると薬量が多くなりますから、普通、薬を使ってから種をまくまでの間を十日間位おき、一カ所に使う薬量を多くした時、あるいは粘土質の所では少くとも二週間以上おいた方が安全です。

育児相談の利用で健康の増進を 皆さんの可愛いお子さまのために、毎月第二金曜日の午後、役場に会場を設けて育児相談に会場の設けて育児相談に応じております。七月は八日が相談日ですから、どしどしご利用ください。お問い合わせは「国立中央青年の家」にお

